

副  
本

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

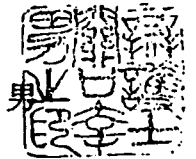
被告 埼玉県知事 外1名

## 準備書面 (1)

平成17年4月28日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告兩名訴訟代理人 弁護士 関口 幸



訴状請求の趣旨第4項関係について(補足)

損害賠償請求権を有する関係課長は、次の頁のとおりです。

以上

### 添付書類

- 1 乙第1号証(埼玉県財務規則・抜粋)

## 埼玉県財務規則

《抜粋》

(昭和39年規則第18号・H16.11.24改正)

## 第1章 総則

(用語の意義)(出納局長依命通達第2条関係)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 部長 埼玉県部局設置条例(昭和28年埼玉県条例第1号)に基づく知事の直近下位の内部組織の長、埼玉県行政組織規則(昭和42年埼玉県規則第1号)に基づく知事室長、出納局長、議会事務局長、教育局管理部長、人事委員会事務局長、警察本部長、労働委員会事務局長及び監査事務局長をいう。

二 副部長 埼玉県部局設置条例に基づく知事の直近下位の内部組織に置かれた副部長、国体・国際スポーツ大会局副局長、地域政策局長、税務局長、IT推進局長、県民生活局長、防災安全局長、食品安全局長、議会事務局副事務局長及び警察本部総務部長をいう。

三 課室等 埼玉県行政組織規則に基づく本庁の課及びセンター、議会事務局の課及び室、教育局の課、人事委員会事務局総務課、警察本部会計課及び施設課、労働委員会事務局調整課並びに監査事務局調整課をいう。

四 課長 課室等の長をいう。

五 所轄所 埼玉県行政組織規則に基づく出先機関(地域創造センター、福祉保健総合センター、産業技術総合センター及び農林総合研究センターの支所を含む。)、教育局の教育事務所及び教育機関(総合教育センターの支所を含む。)並びに警察署及び警察学校をいう。

六 所長 所轄所の長をいう。

## 第3章 収入及び支出

## 第2節 支出

(支出命令の権限の委任)

第47条 次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる支出の命令の権限を委任する。

- 一 部長 第3号に掲げるもの以外の特に重要又は異例の事案に係る経費の支出
- 二 課長 前号及び次号に掲げるもの以外の支出
- 三 所長 令達又は執行委任された歳出予算に係る経費の支出

## 第7章 財産

## 第3節 債権

(債権管理事務の委任)

第194条 次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる債権の管理に関する事務(議会の議決を要する債権の免除に係るものを除く。)を委任する。

- 一 課長 次号に掲げるもの以外の債権
- 二 所長 所轄所に係る債権

第1 (請求の趣旨) の4

H15. 9. 10~H16. 9. 9の1年間において債権管理権限受任者が  
支払った金額の支出負担行為並びに支出命令年月日

債権管理権限受任者	事業区分	支出負担行為年月日	支出命令年月日	金額
河川砂防課長	本体建設費 (治水負担)	平成15年 8月13日	平成15年 8月26日	390,678,000円
		平成15年11月25日	平成15年11月28日	168,438,101円
		平成16年 3月 5日	平成16年 3月23日	284,549,000円
		中止ダム分 (川古、渡良瀬2期)		△110,300,000円
	計			733,365,101円
財政課長	本体建設費 (利水負担) (一般会計出資金)	平成16年 3月26日	平成16年 3月26日	1,104,300,000円
	水源地域対策特別措置法 に基づく整備事業負担金	平成16年 3月26日	平成16年 3月29日	24,812,000円
	計			1,129,112,000円
土地水政策課長	利根川荒川基金負担金	平成15年 5月 2日	平成15年12月12日	29,717,090円
		平成16年 3月19日	平成16年 3月19日	△64,581円
		平成16年 5月 6日	平成16年 7月 2日	53,839,892円
	計			83,492,401円
	合計			1,945,969,502円